

入札説明資料一覧

- 1 仕様書……………1部
- 2 自動車の性能に関する審査要領……1部
- 3 入札説明書……………1部
- 4 別紙1～8－2……………1部
- 5 契約書(案)……………1部

熊本労働局

仕様書

1 契約名

令和8年度 熊本労働局管内で使用する自動車賃貸借（単価契約）

2 賃貸車両

ガソリン自動車（ハイブリッド自動車を含む。）

賃貸する車両の仕様は下記のとおりとする。

（1）車種 普通自動車（1000～1500ccクラス）

- ① 初度登録年月が令和3年以降であること。
- ② 5人乗りで4ドア以上であること。
- ③ 外装・内装に汚損のないこと。
- ④ MT車以外であること。
- ⑤ 使用燃料は、無鉛レギュラーガソリンであること。
- ⑥ 令和3年以降のカーナビゲーションシステムを搭載していること。
(テレビ放送を受信できないものとすること。)
- ⑦ 禁煙車であること。
- ⑧ エアコンがついていること。
- ⑨ ステアリングは右ハンドルであること。
- ⑩ 運転席及び助手席にエアバッグが装備されていること。
- ⑪ パワーウィンドウであること。
- ⑫ ETC車載器を搭載していること。
- ⑬ ドライブレコーダーを搭載していること。

（2）車種 軽自動車

- ① 初度検査年月が令和3年以降であること。
- ② 4人乗りで4ドア以上であること。
- ③ 外装・内装に汚損のないこと。
- ④ MT車以外であること。
- ⑤ 使用燃料は、無鉛レギュラーガソリンであること。
- ⑥ 令和3年以降のカーナビゲーションシステムを搭載していること。
(テレビ放送を受信できないものとすること。)
- ⑦ 禁煙車であること。
- ⑧ エアコンがついていること。
- ⑨ ステアリングは右ハンドルであること。
- ⑩ 運転席及び助手席にエアバッグが装備されていること。
- ⑪ パワーウィンドウであること。
- ⑫ ETC車載器を搭載していること。
- ⑬ ドライブレコーダーを搭載していること。

（3）その他

- ①グリーン購入法第6条に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める判断の基準を満たすこと。
- ②人吉労働基準監督署については、最低地上高が17cm以上及び四輪駆動の車両を用意すること（普通自動車、軽自動車は問わない）。
- ③契約クラス以上の車両でも配車に応じることは可能であるが、クラスの違いによる差額は支払わない。
- ④車検等に対応する為、必要な台数を保有していること。

⑤労働局職員からスタッドレスタイヤに係るタイヤの交換（シーズンごとのタイヤの履き替え）依頼があった場合には、速やかに必要な対応を行うこと。

3 契約期間・配車場所・車種・配車台数

別紙に定める配車場所・車種・配車台数を、別紙に記載した月数分賃貸借した金額を見積るものとする。

別紙は、あくまでも見込みであり、1か月単位で増車・減車、他の官署への配車、配車場所・車種の変更が出来るものとする。

落札者は配置場所ごとの使用日までに下記の場所に自動車を配車し、終了日には引き取りにくるものとする。

また、契約期間中に整備等により賃貸車種の交換を行う場合には2週間前までに連絡を行うものとする。

4 事故補償

(1) 賃貸する車両には自賠責保険のほかに、

②対人補償 無制限 ③対物補償 無制限 ④車両補償 時価

以上の補償内容、かつ、上記の保険を使用する場合、免責金額を5万円とする保険に加入するものとする。ただし、免責補償制度に加入すること。

(2) ノンオペレーションチャージ (NOC)

レンタカーで事故に遭った場合で当方に過失がある場合については、下記金額を上限として支払うこととする。なお、消費税は発生しないものとする。

①予定の営業所にレンタカーを返還した場合（自走可能な場合） 2万円

②予定の営業所にレンタカーを返還できなかった場合（自走不可能な場合） 5万円

5 契約

契約は、令和8年4月1日から令和9年3月31日まで仕様に定める一ヶ月あたりの台数分の単価契約を行うものとする。

6 その他

(1) 請求は当月末日締めとし、翌月請求を行うものとする。

(2) 請求書の宛名は「官署支出官 熊本労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。

(3) 代金の支払いは、適法な請求書を受理後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

(4) 契約期間中の車両の変更は、法定点検の場合を除き原則認めない。

(5) 法定点検に伴う車両の変更においては、同等クラス以上の車両を配車するものとし、車両変更による契約金額の変更は行わないものとする。賃貸車のガソリンについては、それぞれ満タンにして貸付・返却を行うものとする。

(6) 運転免許証の写しの提出は求めないこと。落札者の契約管理の必要上、運転免許証の写しの提出を求める場合でも、本契約にあたり労働局全体で代表者1名のみの提出で足りることとすること。ただし、事故発生時の対応等については別途協議する。

(7) 本契約で知り得た業務上の情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。

(8) 契約書及び本仕様書に定めのない事項については、別途協議する。

別表

配車先・車種及び台数

配車先	住所	車種	台数	配置する期間	月数	月数計
熊本労働局	熊本市西区春日2-10-1	普通	1	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12	12
熊本労働基準監督署	熊本市中央区大江3-1-53	普通	1	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12	12
八代労働基準監督署	八代市大手町2-3-11	普通	1	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12	12
玉名労働基準監督署	玉名市岩崎273	普通	1	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12	12
人吉労働基準監督署	人吉市下薩摩瀬町1602-1	不問	1	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12	12
天草労働基準監督署	天草市丸尾町16-48	普通	1	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12	12
菊池労働基準監督署	菊池市大琳寺236-4	普通	1	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12	12
熊本公共職業安定所	熊本市中央区大江6-1-38	軽	1	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12	12
熊本ヤングハローワーク	熊本市中央区水前寺1-4-1	軽	2	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12	24
熊本公共職業安定所上益城出張所	上益城郡御船町辺田見395	軽	1	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12	12
菊池公共職業安定所	菊池市隈府字南田771-1	軽	1	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12	12
球磨公共職業安定所	人吉市下薩摩瀬町1602-1	軽	1	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12	12
宇城公共職業安定所	宇城市松橋町松橋266	軽	1	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12	12
阿蘇公共職業安定所	阿蘇市一の宮町宮地2318-3	軽	1	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12	12
水俣公共職業安定所	水俣市八幡町3-2-1	軽	1	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	12	12
合計	普通自動車7台、軽自動車8台		16			192

※人吉労働基準監督署については、最低地上高が17cm以上及び四輪駆動の車両を用意すること(普通自動車、軽自動車は問わない)。

自動車の性能に関する審査要領

1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2. によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件を全て満たしていること。

2. 総合評価点の計算方法

① 総合評価点 = (2 クラスの環境性能（燃費値）に対する得点の合計) ÷ 入札価格に対する得点とする。(性能証明書（別紙 6-1 及び別紙 6-2）により計算した 2 クラスの評価点の合計を入札価格で除した値)

② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100 点）を与え、さらに環境性能（燃費値）についてグリーン購入法基本方針の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について、環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、50 点を満点とし、入札者が納入しようとする自動車の環境性能が、燃費目標値（燃費基準値の 2 倍）と燃費基準値の間のどの位置にあるのかをもって評価する。具体的には以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = 50 \times \frac{\text{提案車の燃費} - \text{燃費基準値}(\text{※1})}{\text{燃費基準値}(\text{※1})}$$

- ③ ①の「入札価格に対する得点」は入札価格を 1 万円で除して得た値とする。

3. 自動車の燃費値の算定方法

WLTC モードによる燃費値を使用するものとする。WLTC モードによる燃費値が公表されていない車種については、JC08 燃費値を優先するものとする。

※1 燃費基準値は、下記のとおりである。

【WLTC モード】

グリーン購入法における乗用車の燃費基準値の算定式（WLTCモード）

燃費基準値（FE:km/L）は車両重量（M:kg）に応じ以下のとおり

$$\rightarrow FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$

$$\rightarrow FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$

FEは小数点以下第2位を四捨五入

α:燃費基準達成率で0.8 β:燃料がガソリンの場合1.0、軽油の場合1.1、LPガスの場合0.74

【JC08 モード】

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号。）基本方針の「自動車」の基準のうち、ガソリン乗用車に係るJC08モード燃費基準より抜粋。

区分	燃費基準値(JC08 モード)
車両重量が 741kg未満	24.6km/ℓ以上
車両重量が 741kg以上 856kg未満	24.5km/ℓ以上
車両重量が 856kg以上 971kg未満	23.7km/ℓ以上
車両重量が 971kg以上 1,081kg未満	23.4km/ℓ以上
車両重量が 1,081kg以上 1,196kg未満	21.8km/ℓ以上
車両重量が 1,196kg以上 1,311kg未満	20.3km/ℓ以上
車両重量が 1,311kg以上 1,421kg未満	19.0km/ℓ以上

入札説明書

熊本労働局

熊本労働局所管の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)その他の法令に定めるもののほか、この説明書の定めるところによる。

1 競争に付する事項

- (1) 契約名 令和8年度 熊本労働局管内で使用する自動車賃貸借(単価契約)
- (2) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (3) 仕様等 別添「仕様書」のとおり
- (4) 入札方法

本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

- ① 入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数をきり切るものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (5) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。
- (9) 入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

3 事前審査

入札に参加するにあたっては次の書類を提出し、事前審査を受けること。

- (1) 提出書類
 - ① 令和7・8・9年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされ、「競争参加地域」で九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であることが確認できる書類
 - ② 労働保険料の適用事業所においては、直近2保険年度の保険料を納付したことが確認できる書類(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)
(例)領収印のある領収証書の写し、又は、労働局労働保険徴収室又は労働基準監督署より交付を受けた納付証明書等
 - ③ 厚生年金保険及び健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)の適用事業所においては、直近2年

間の保険料を納付したことが確認できる書類

(例) 領收印のある領收証書の写し、又は、年金事務所長から証明を受けた社会保険料納入確認(申請書等)

- ④ 支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書(別紙3)、役員等名簿及び照会承諾書(別紙4)、自己申告書(別紙5)
- ⑤ 環境性能その他の仕様書に定める要求要件に係る内容を記載した性能等証明書(別紙6)

4 入札書及び入札金額内訳書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙による入札の参加を希望する場合には、別紙1により令和8年3月6日(金)正午までに申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書及び入札金額内訳書を提出しなければならない。

*理由の如何によらず、事前審査提出書類を提出期限内に届出なかった場合は、入札に参加することはできない。

なお、入札者は、その提出した入札書及び入札金額内訳書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

① 事前審査書類の提出期限

令和8年3月6日(金) 正午まで(必着)

事前審査提出書類は、スキャナ等で電子データ化したものを、電子調達システムにより送信すること。

③ 入札書及び入札金額内訳書の提出期限

令和8年3月9日(月) 9時30分まで

(電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うものとする。)

(2) 紙により入札を行う場合

① 事前審査書類の提出期限

令和8年3月6日(金) 正午まで(必着)

事前審査提出書類は、提出場所に持参又は郵送すること。電話、FAX 又は電子メールによる提出は認めない。

② 入札書及び入札金額内訳書の提出期限 (再度入札書を含む)

令和8年3月9日(月) 9時30分まで

③ 事前審査書類、入札書及び入札金額内訳書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒860-8514 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟9階

熊本労働局総務部総務課 担当者 会計第一係 岩下 電話 096-211-1701

④ 入札書及び入札金額内訳書の提出方法

入札書は別紙7-1の様式にて作成し、入札金額内訳書は別紙8-1又は任意様式、再度入札書は別紙7-2、再度入札の入札金額内訳書は別紙8-2または任意様式にて作成するものとする。

直接提出する場合は、封入し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛)及び「令和8年度 熊本労働局管内で使用する自動車賃貸借(単価契約)の入札書在中」と朱書きしなければならない。再度入札書及び再度入札の入札金額内訳書については別に封入し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛)及び「令和8年度 熊本労働局管内で使用する自動車賃貸借(単価契約)の再度入札書在中」と朱書きすること。

郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中 令和8年度熊本労働局管内で使用する自動車賃貸借(単価契約)」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記4(2)③宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。郵便による場合も、再度入札書及び再度入札の入札金額内訳書については別の封筒に入れること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 代理人による入札

① 代理人が電子入札により入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならぬ。

各種証明の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、開札時までに別紙2の様式による代理委任状を提出しなければならない。

- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 1人で2通以上の入札をしたもの
- ④ 記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ その他入札に関する条件に違反した入札
- ⑦ 3(1)④の誓約書等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書等に反することをした者の入札

(5) 入札の延期等

入札参加者が連合し、又は不穏の行為をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめができる。

5 事前審査提出書類の審査

この入札に参加を希望する者は、開札日までの間において担当職員等から当該資料に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された事前審査提出書類は、熊本労働局において審査し、合格したものに係る入札書のみ落札決定の対象とする。事前審査提出書類の合否については、開札日の前日までに入札者に連絡し、不合格となったものに係る入札者には、理由を付して通知するものとする。

6 性能等証明書の審査

提出された性能等証明書は、熊本労働局において審査し、合格したものに係る入札書のみを落札決定の対象とする。

7 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和8年3月9日(月) 9時31分

熊本地方合同庁舎A棟9階 熊本労働局総務課 小会議室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に係る職員を立ち会わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再入札は、1回までとする。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

8 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

9 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨

(2) 落札者の決定方法

総合評価落札方式とする。

① 次の各要件を満たす入札書のうち、仕様書別添1の「自動車の性能に関する審査要領」に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア. 入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予算価格の制限の範囲内であること。

イ. 入札者の提出した性能等証明書が、6による審査の結果合格したものであること。

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじを実施することにより落札者を決定する。

③ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果通知書により通知するものとする。

(3) 契約書の作成

競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、速やかに契約書を取り交わすものとする。

契約締結日は令和8年4月1日とする。ただし、契約締結日までに令和8年度の予算(暫定予算を含む。)が成立しなかつた場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

(4) 質疑応答

仕様書等について疑義がある場合は、事前審査書類提出期限までに当局総務課会計第一係 岩下あてに照会すること。

(5) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・ ヘルプデスク　　0570-014-889(ナビダイヤル)

017-731-3177(IP電話等をご利用の場合)

・ ホームページ　　<http://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、4(2)③の入札書の提出場所に連絡すること。

(6) その他

契約書を除く入札書等の会計書類への押印は、令和3年1月1日以降、不要の扱いとしているが、その記載内容については担当者等から提出されるものも含め、事業者としての決定であることを確約するとともに、押印が省略された書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があることを了承すること。

提出書類一覧

1. 入札参加申込書(紙入札業者用)(別紙1)
2. 資格審査結果通知書の写し(全省庁統一資格)
3. 委任状(別紙2)
4. 誓約書(別紙3)
5. 役員等名簿及び照会承諾書(別紙4)
6. 自己申告書(別紙5)
7. 性能等証明書(別紙6)…車種ごとに提出(コピーして使用すること)
8. 入札書(別紙7-1、7-2)
9. 入札金額内訳書(別紙8-1、8-2又は任意様式)…軽自動車、普通車の月単価(税抜)がわかるもの。
10. 労働保険料等納入証明書
11. 社会保険料納入証明書又は領収書の写し(入札書提出期限の直近2年間について滞納の有無が確認できるもの)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札案件名

令和8年度 熊本労働局管内で使用する自動車賃貸借(単価契約)

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

委任状

今般、都合により を代理人と定め、

次の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

入札件名：令和8年度 熊本労働局管内で使用する自動車賃貸借(単価契約)

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

- ㊟ 代理人をもって入札するときは、必ず提出すること。

誓 約 書

私 / 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和　　年　　月　　日

住　　所
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

別紙4

役員等名簿及び照会承諾書

住所

商号又 は名称

代表者

下記の役員等名簿に相違ないことを誓約するとともに、この名簿に記載した者について、熊本労働局が締結する契約等からの暴力団等排除に関する誓約書に定める項目のいずれかに該当するか否かに関し熊本県警察本部に照会することを承諾します。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があつたことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかつたことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行つた場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

性能等証明書

(660ccクラス)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

		納入しようとする自動車の性能等	審査欄 (※1)
①	車名		
②	型式		
③	最低地上高 (mm)		
④	車両重量 (kg)		
⑤	乗車定員 (人)		
⑥	総排気量 (cc)		
⑦	燃費値 (km/ℓ) (※2)		
⑧	トランスミッション		
⑨	「低排出ガス車認定実施要領(平成12年運輸省告示第103号)の基準のうち、平成17年基準排出ガス75%低減レベル以上に適合していること。」	適 • 否	

(注) ※1 : 審査欄は記入しないこと。

※2 : WLTCモードによる燃費値を使用するものとする。

WLTCモードによる燃費値が公表されていない車種については、JC08燃費値を優先するものとする。

※3 : 上記車種が仕様を満たしていることを確認できる書類(配車予定車のカタログの写し等)を添付すること。

上記車種の納入台数

台

環境性能評価点

$$= (100 + 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値} (\quad) - \text{燃費基準値} (\quad)}{\text{燃費基準値} (\quad)}) \times \text{納入台数} (\quad)$$

$$= \boxed{\quad}$$

(小数第3位を四捨五入)

性能等証明書
(1,000~1,500 c.c. クラス)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

		納入しようとする自動車の性能等	審査欄 (※1)
①	車名		
②	型式		
③	最低地上高 (mm)		
④	車両重量 (kg)		
⑤	乗車定員 (人)		
⑥	総排気量 (cc)		
⑦	燃費値 (km/ℓ) (※2)		
⑧	トランスミッション		
⑨	「低排出ガス車認定実施要領(平成12年運輸省告示第103号)の基準のうち、平成17年基準排出ガス75%低減レベル以上に適合していること。」	適 • 否	

(注) ※1 : 審査欄は記入しないこと。

※2 : WLTCモードによる燃費値を使用するものとする。

WLTCモードによる燃費値が公表されていない車種については、
JC08燃費値を優先するものとする。

※3 : 上記車種が仕様を満たしていることを確認できる書類(配車予定車のカタログの写し等)を添付すること。

上記車種の納入台数

台

環境性能評価点

$$= (100 + 50 \times \frac{\text{提案車の燃費値 () } - \text{燃費基準値 () }}{\text{燃費基準値 () }}) \times \text{納入台数 () }$$

$$= \boxed{\quad}$$

(小数第3位を四捨五入)

入札書

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 入札件名 令和8年度 熊本労働局管内で使用する自動車賃貸借(単価契約)

3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入れいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

入札書【再度入札】

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

2 入札件名 令和8年度 熊本労働局管内で使用する自動車賃貸借(単価契約)

3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入れいたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

《注意》

- 1 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 2 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

入札金額内訳書

別紙8-1

入札件名 令和8年度 熊本労働局管内で使用する自動車賃貸借(単価契約)

入札金額(内訳)

車種	①月数(月)	②単価(円)	①×② 金額(円)
普通車			
軽自動車			
合計			A(1円未満切捨て)

入札金額(A)

入札金額内訳書【再度入札】

別紙8-2

入札件名

令和8年度 熊本労働局管内で使用する自動車賃貸借(単価契約)

入札金額(内訳)

車種	①月数(月)	②単価(円)	①×② 金額(円)
普通車			
軽自動車			
合計			A(1円未満切捨て)

入札金額(A)

契 約 書 (案)

賃借人 支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長 ○○○○ (以下「甲」という。) は、
賃貸人 ○○○ 代表取締役 ○○○ (以下「乙」という。)との間に、乗用車の賃貸借について、下記条項の契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(賃貸借物件等) 別添「仕様書」に基づき

第2条 乙は、次の条件により乗用車を賃貸し、甲はこれを借り受ける。なお、甲の申し出により乙が承諾した場合は、甲の指定する場所まで乙が配車することとし、利用後乙は、甲の指定する場所から引き取ることとする。

賃貸車両 ガソリン自動車 (ハイブリッド自動車を含む。)
普通車 (1,000~1,500CCクラス)、MT車以外
または
軽自動車、MT車以外
※ いずれの車両もETC車載器、カーナビを搭載し禁煙車とする。

台数等 配車先、車種及び台数は別表のとおりとする。

※ 甲の申し出により、乙が承諾した場合は、1ヶ月単位で増車、減車、配車先及び車種を変更できるものとする。

事 故 保 障 内 容		
対人補償	1名につき無制限	自賠責保険を含む
対物補償	1事故につき無制限	免責5万円
車輌補償	1事故につき時価まで	免責5万円 但しバス、大型貨物車10万円
人身傷害補償	1名につき3,000万円まで	

免責補償制度 : 加入

ガソリン : 乙は満タンで貸与し、甲は満タンで返還する。
事故等により満タン返却が不可能であった場合には、乙の約款に従い
その給油代金を負担する等の対応を協議することとする。

【ノン・オペレーションチャージ】

予定の営業所にレンタカーを返還した場合 (自走可能な場合) 2万円
予定の営業所にレンタカーを返還できなかつた場合 (自走不可能な場合) 5万円

(使用目的)

第3条 甲は本物件を熊本労働局管内の官用車として使用する。

(契約期間)

第4条 この契約の有効期限は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(賃借料)

第5条 この契約にかかる賃借料は、

普通車 1ヶ月 ○○, ○○○円 (うち消費税 ○, ○○○円)

軽自動車 1ヶ月 ○○, ○○○円 (うち消費税 ○, ○○○円)

とする。

(監督)

第6条 甲は、この契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第7条 乙は、全ての業務が終了したときは、甲の指定する検査職員に通知し、立会いの上、検査を受けなければならない。

2. 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

3. 乙は、検査の結果不合格となったものについては、検査職員の指示に従い、遅滞なく手直しをし、再検査を受け、これに合格しなければならない。

(賃借料の請求)

第8条 乙は、賃貸借料の請求については、各月分をとりまとめて、翌月14日までに官署支出官熊本労働局長に請求書を提出しなければならない。

(賃借料の支払)

第9条 甲は、乙から適法な請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内に乙の指定する金融機関に振込により支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第10条 甲は、自己の責に帰すべき事由により、前条に定める期限までに對価を支払わないときは、その翌日から起算して支払う日までの日数に応じ、当該未払金額に対し昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

2. 前項の場合において、支払遅延が天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間はこれを約定期間に算入せず、また遅延利息を支払う日数に算入しない。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、この契約に生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認をうけた場合は、この限りでない。

(再委託)

第12条 乙は業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社

- をいう。) を含む。) に委託することはできない。
2. 乙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書（様式1）を提出しその承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
 3. 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
 4. 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（再委託先の変更）

第13条 乙は、再委託先を変更する場合は、当該再委託先が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書（様式2）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第14条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び所在地並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図（様式3）を甲に提出しなければならない。

2. 乙は履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書（様式4）を甲に届け出なければならない。ただし次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。
 - (1) 業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - (2) 事業参加者の所在地の変更のみの場合。
 - (3) 契約金額の変更のみの場合。
3. 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（契約の中止等）

第15条 乙は、災害やその他のやむを得ない事由により、本物件の賃貸が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、甲の指示を受けなければならない。

2. 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

（契約の解除）

第16条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2. 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に、乙は契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納入しなければならない。なお、第2号から第3号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。
 - (1) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認した

とき。

- (2) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 第 27 条の規定に違反したとき。
3. 甲は、乙について民法第 542 条各号各項に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
4. 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(属性要件に基づく契約解除)

第 17 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第 18 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 19 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 乙は、前 2 条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当

該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約しなければならない。

(契約解除に基づく損害賠償)

第20条 甲は、第17条及び第18条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2. 乙は、第17条及び第18条の規定により甲が本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(損害賠償)

第21条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は不隨して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

2. 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
3. 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適當と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第22条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

(5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものも含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第23条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならぬ。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
2. 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
3. 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第24条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第25条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
2. 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第26条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2. 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
3. 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第27条 乙が第13条、第20条、第23条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(保証金の免除)

第28条 甲は、この契約の保証金を免除する。

(秘密の保持)

第29条 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び甲の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下、「秘密情報」という。）を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

2. 乙は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体された書類等を、本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、または使用させてはならない。
2. 乙は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
4. 個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか別紙1の取扱いを遵守しなければならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第30条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

2. 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第31条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第10条、第16条第2項、第19条、第20条、第21条、第23条、第27条、第29条、第30条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟9階
支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長
○○○ 印

乙 ○○○
○○○
代表取締役 ○○○ 印

(様式1)
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

名称
代表者職氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

(様式2)
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

名称
代表者職氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

(様式3)

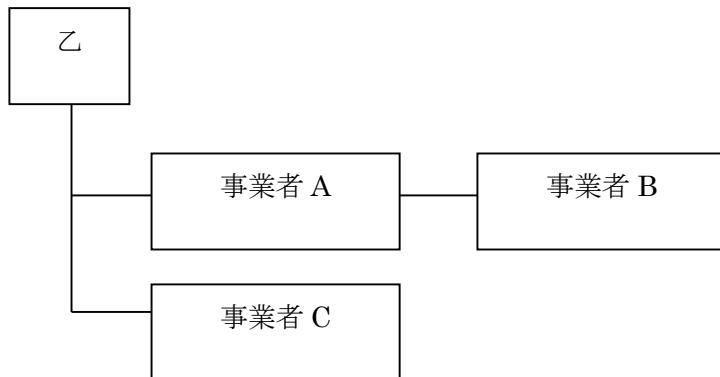
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業者名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	熊本市〇〇区…	〇〇円	
B			



(様式4)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

名称
代表者職氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

- 1 契約件名
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図

個人情報に関する取扱い（第27条第4項）

（定義）

第1条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

（秘密保持）

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によつても個人情報を第三者に開示又は提供等してはならないものとする。

- 2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならぬ。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（以下、「事故等」と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

（個人情報の使用）

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

（複製等）

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であつて、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

- 2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

（管理）

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

- (1) 個人情報の取扱い責任者
 - (2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
 - (3) 個人情報の授受、移送方法
 - (4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下、「保管等」と言う。）の方法
 - (5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
 - (6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容
 - (7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等
- 3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要のある従業員その他、業務遂

行に従事する者（以下、「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

（個人情報の取得）

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

（問合せ等）

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

（個人情報の返還）

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

（事故発生時の対応等）

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。
- 3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

（再委託の取扱）

第10条 乙は、甲の書面等による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。
- 3 乙は、甲の事前の書面等による承諾を得て第三者に対し本別紙1と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

（監査）

第11条 乙は、本件業務期間中、甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、必要があると認めた場合において乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本

別紙1上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等について
は甲と乙で協議するものとする。

- 3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるもの
とする。
- 4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した
場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又
は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるもの
とする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。